

使用前検査申請書

廃炉発官R2第242号
令和3年 1月15日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条の3
第7項の規定により次のとおり検査を受けたいので申請します。

<p>発電用原子炉の設置又は変更に係る事業所の名称及び所在地</p>	<p>福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町及び双葉町</p>
<p>申請に係る発電用原子炉施設の概要</p>	<p>福島第一原子力発電所 サブドレン他水処理施設 地下水ドレン集水設備 主要配管※¹ 地下水ドレンポンド出口から 地下水ドレン中継タンク入口まで (ポリエチレン管)の一部 ※1 実施計画 II.2.35.2.1 主要仕様参照</p>
<p>実施計画の認可年月日</p>	<p>(平成25年8月14日 実施計画の変更認可年月日 令和2年7月14日)</p>
<p>検査を受けようとする工程</p>	<p>構造、強度又は漏えいに係る試験をすることができる状態になった時</p>
	<p>工事の計画に係る工事が完了した時</p>
<p>検査を受けようとする期日</p>	<p>自 令和3年 2月 15日 至 令和3年 3月 5日</p>
<p>検査を受けようとする場所</p>	<p>東京電力ホールディングス株式会社 福島第一原子力発電所</p>
<p>申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期</p>	<p>至 令和3年 3月 5日</p>

工事の工程に関する説明書

項目	令和2年												令和3年			
	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4						
サブドレン他水処理施設																
地下水ドレン集水設備 主要配管（ボンドA～E）	▼														▽	☆

以上

- : 工事期間
- ☆ : 使用前検査
- ▽ : 工事完了
- ▼ : 「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画」の変更認可

工事の工程における放射線管理に関する説明書

1. 放射線管理

(1) 検査に係る立ち入り制限

必要に応じ関係者以外の立入を制限する。

(2) 検査中の放射線管理

検査中は検査に係る者に対し、適切な指導及び助言を行う。

(3) 個人被ばく管理

線量は、電子式線量計を用いて測定する。

2. 検査場所の区域区分

福島第一原子力発電所

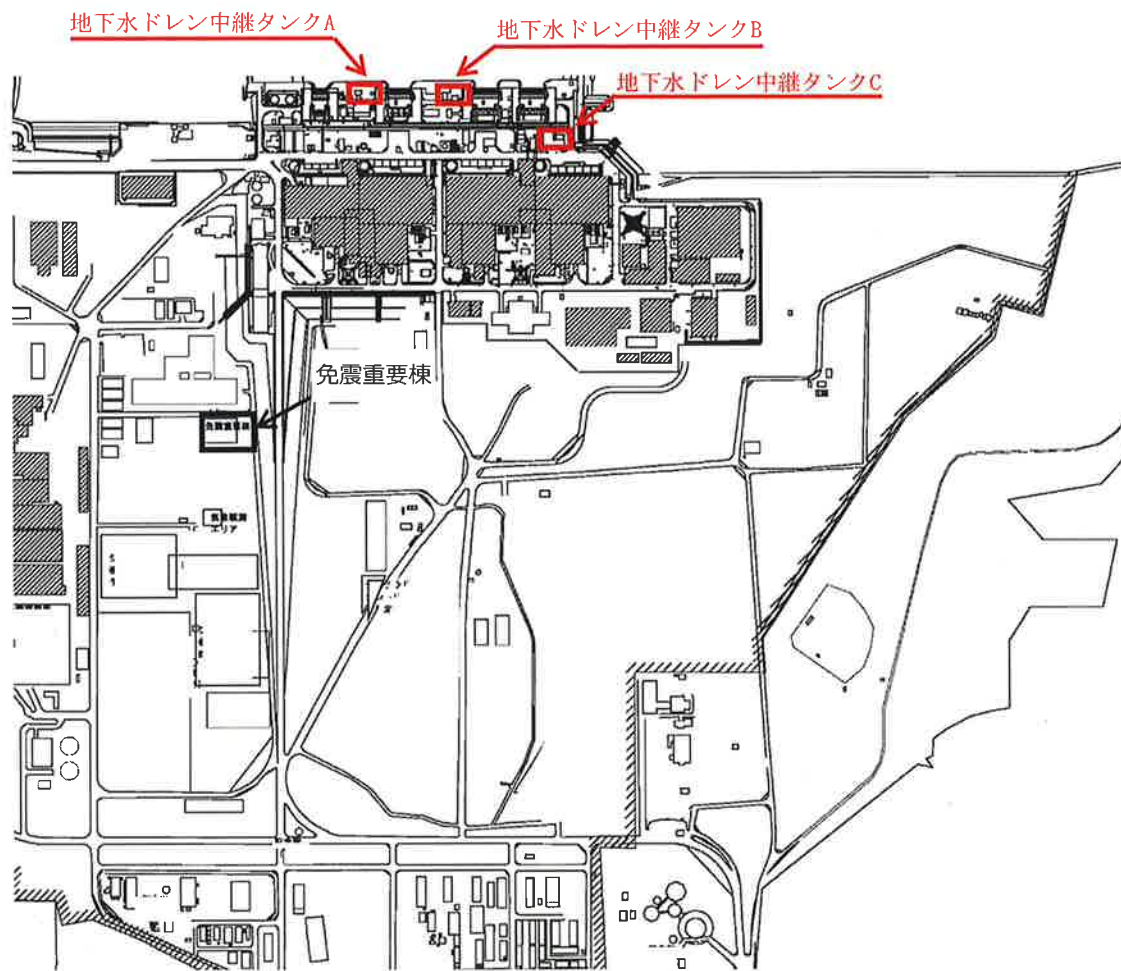
地下水ドレン中継タンク A, B, Cエリア : 管理対象区域

別添 1 : 検査場所図

別添 2 : 検査範囲図

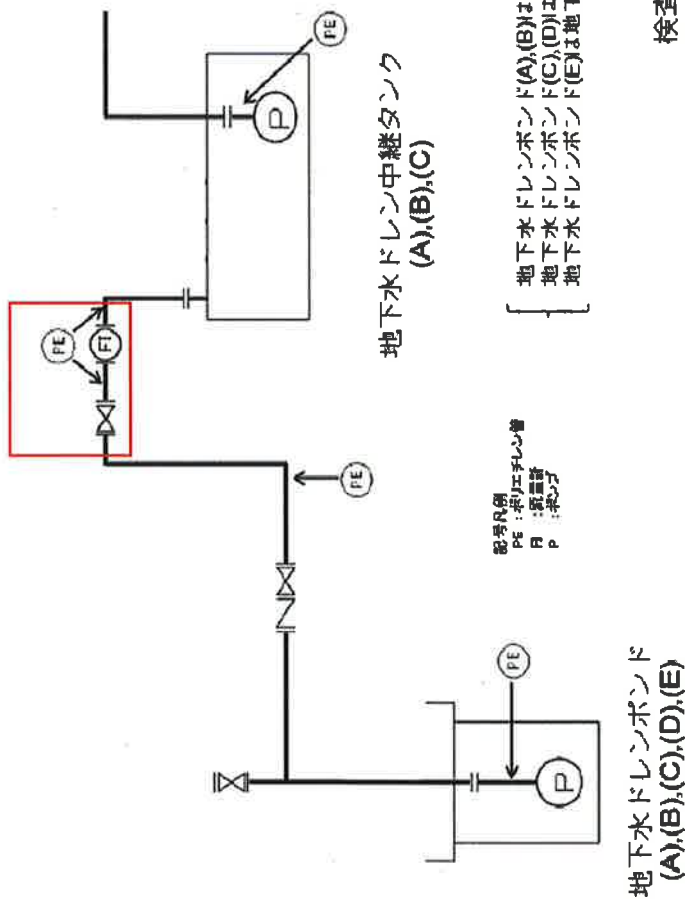
以 上

検査場所図



福島第一原子力発電所構内

: 検査場所(地下水ドレン中継タンクA, B, Cエリア)



本申請検査範囲
 既設置設備

検査範囲図

使用前検査終了証即日交付が必要な理由

○地下水ドレン集水設備の設置目的

地下水ドレン集水設備は、海側遮水壁と既設護岸の間に設置している地下水ドレンポンドから地下水を汲み上げ、地下水ドレン中継タンクを経由して集水タンクに移送する事を目的とした設備であり、地下水が海側遮水壁を越えて海へ流出する事を防止している。

○地下水ドレンポンドからの汲み上げの停止が必要な理由

本工事では、地下水ドレンポンドから地下水ドレン中継タンクへの移送配管（全5系統）に流量調整電動弁及び流量計を設置する。設置工事は系統毎に順次行うが、全ての系統を共通の制御ソフトで制御しているため、設置後の系統は、全5系統の設置工事及び制御ソフトの変更が完了するまで、地下水ドレンポンドからの汲み上げができなくなる。そのため、最後の系統の設置工事の開始から完了するまでの期間は、地下水ドレンポンドからの汲み上げが停止する状態となる。

○即日交付が必要な理由

全ての地下水ドレンポンドからの汲み上げが停止すると、地下水が海側遮水壁を越えて海へ流出するリスクがある。当該リスクが存在する期間を可能な限り短くするために、使用前検査終了後直ちに使用前検査終了証の交付が必要となる。